

意見書案第 5 号

労働者保護ルールの改悪に反対する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 9 日提出

提 出 者				
向日市議会議員	北 林 重 男			
	杉 谷 伸 夫			
賛 成 者				
向日市議会議員	山 田 千枝子			
	飛鳥井 佳 子			

労働者保護ルールの改悪に反対する意見書

安部政権は、成長戦略の名のもとで企業の都合を優先し、労働者保護ルールの改悪を次々と打ち出している。派遣労働の大幅な拡大、解雇や労働時間の規制緩和、職業紹介事業の民間開放などと、どれも労働者の生活を脅かしかねない内容である。

第1次安部政権では、「ホワイトカラー・エグゼンプション」として収入の高い社員への適応拡大を目指したが、「残業代ゼロ法案」「過労死促進法案」との批判を受けて断念に追い込まれた経緯がある。

さらに、職種・勤務地・労働時間のいずれかが限定された「ジョブ型正社員・限定正社員」の拡大を進めることも問題である。正社員とは名ばかりで、職がなくなれば容易に解雇でき、限定のかわりに賃金が低くて済むという使用者にとって都合の良い働かせ方である。

今日本は、長時間・過密労働の蔓延化、非正労働者の急増やワーキングプア問題の拡大に見られるように、労働環境に関する深刻な課題が山積している。経済成長の手段として雇用規制の緩和を行い、労働者を犠牲にすることは許されない。長時間労働・過労死の防止、不安定な働き方の防止、労働法制を遵守しない「ブラック企業」への対策の強化、労働基準監督体制の抜本的な強化など、違法行為の取り締まりに向けた具体的な施策を実行すべきである。

よって、政府等に対し、下記の事項について誠実に対応されることを強く求めるものである。

記

1. 常用代替防止という労働者派遣法の趣旨を堅持すること。派遣労働者の労働条件の切り下げや、地位のさらなる不安定化につながりかねない労働者派遣法改正案は撤回すること。
2. 使用者側に立った「高度プロフェッショナル制度」（特定高度専門業務・成果労働制）ではなく、働く人の立場に立った本来の労働者保護の法制度と理念を維持すること。
3. 労働時間法制に関しては、労働者の生活と健康を維持するため、安易な規制緩和を行わないこと。

4. 欧州連合（E U）型の均等待遇原則を参考に、派遣労働者と正規労働者の間の均等待遇の確保を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年3月19日

京都府向日市議会